

日本年金機構からのお知らせ

厚生年金保険の標準報酬月額の上限定

令和2年9月1日より、厚生年金保険の現在の標準報酬月額の最高等級（第31級・62万円）の上に、新たな等級（65万円）が追加され、上限が引き上げられます。
 ※健康保険の標準報酬月額の最高等級（第50級・139万円）については変更ありません。
 ※特別な手続きは必要ありません。改定後の新等級に該当する被保険者の方がいる対象の事業主の方へ9月下旬以降お知らせする予定です。

<改定前>			<改定後>		
月額等級	標準報酬月額	報酬月額	月額等級	標準報酬月額	報酬月額
(旧) 第31級	620,000円	605,000円以上	(新) 第31級	620,000円	605,000円以上 635,000円未満
			(新) 第32級	650,000円	635,000円以上

なお、詳細については、決定次第、日本年金機構ホームページ等でお知らせする予定です。

従業員の社会保険加入に『キャリアアップ助成金』をご活用ください

従業員の処遇改善を行った事業主に支給されるキャリアアップ助成金の、「選択的適用拡大導入時処遇改善コース」や「短時間労働者労働時間延長コース」が次のとおり拡充されました。

《拡充した内容》

- ・ 社会保険加入と働き方の見直しを進めるための取組を行った場合の助成措置の新設
- ・ 短時間労働者の生産性の向上を図るための取組を行った場合の加算措置の新設
- ・ 支給額及び支給申請人数の上限の引き上げ措置の期限延長 等

従業員の社会保険加入にあたりぜひご活用ください。
 詳細は、都道府県労働局又は最寄りのハローワークまでお問合せください。

・ キャリアアップ助成金拡充内容リーフレット

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyoroudoukyoku/content/contents/000613504.pdf>

・ お問い合わせ先一覧

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/madoguchi.html>

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う報酬の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響により休業した被保険者がいる事業所など、報酬の算定に関するお知らせを日本年金機構ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/>